

「宮城県時短要請等関連事業者支援金」(8・9月分)の実施及び「宮城県時短要請等関連事業者支援金」(4・5月分)の受付期間延長について

1 「宮城県時短要請等関連事業者支援金」(8・9月分)の実施について

(1) 概要

本年8月及び9月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮の協力要請や不要不急の外出・移動の自粛要請により、事業活動に影響を受けた事業者で、国の支援制度の対象にならない事業者に対し、支援金を給付します。

(2) 対象者

飲食店の営業時間短縮又は外出・移動自粛の影響を受けた、県内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者等で次の要件をすべて満たす方

- ・本年8月又は9月の売上が前年又は前々年の同月比で30%以上50%未満減少していること
(50%以上減少している場合は国の月次支援金(※)の支給対象です)
- ・本年8月、9月の売上の減少額合計が、法人20万円以上、個人10万円以上であること
- ・県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(第8期、第9期)及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」【飲食店】(第10期、第11期)、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」【大規模施設等】(第1期、第2期)の支給対象となっていないこと 等

※「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、支援金が給付されるもの(中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月)。

(3) 給付額

法人20万円、個人事業者10万円(定額)

(4) 申請受付

受付期間 令和3年10月1日(金)～11月30日(火)(郵送:当日消印有効)

※ただし、予算上限に達する見込みとなった場合、受付を終了する場合があります。

申請方法等詳細については、決定次第HP等で公表させていただきます。

2 「宮城県時短要請等関連事業者支援金」(4・5月分)の受付期間延長について

(1) 概要

本年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮の協力要請や不要不急の外出・移動の自粛要請により、事業活動に影響を受けた事業者で、国の支援制度の対象にならない事業者に対し、支援金を給付していますが、8・9月分と同時申請ができるよう申請受付期間を延長するものです。

(2) 申請受付期間

当初: 令和3年7月21日(水)～9月21日(火)(郵送:当日消印有効)

延長後: 令和3年7月21日(水)～11月30日(火)(郵送:当日消印有効)

(申請窓口・支援金事務局)

宮城県時短要請等関連事業者支援金事務局

ホームページ URL: <https://miyagi-jitan-sien.jp>

コールセンター 電話: 050-3821-4180(平日午前9時から午後5時まで)